

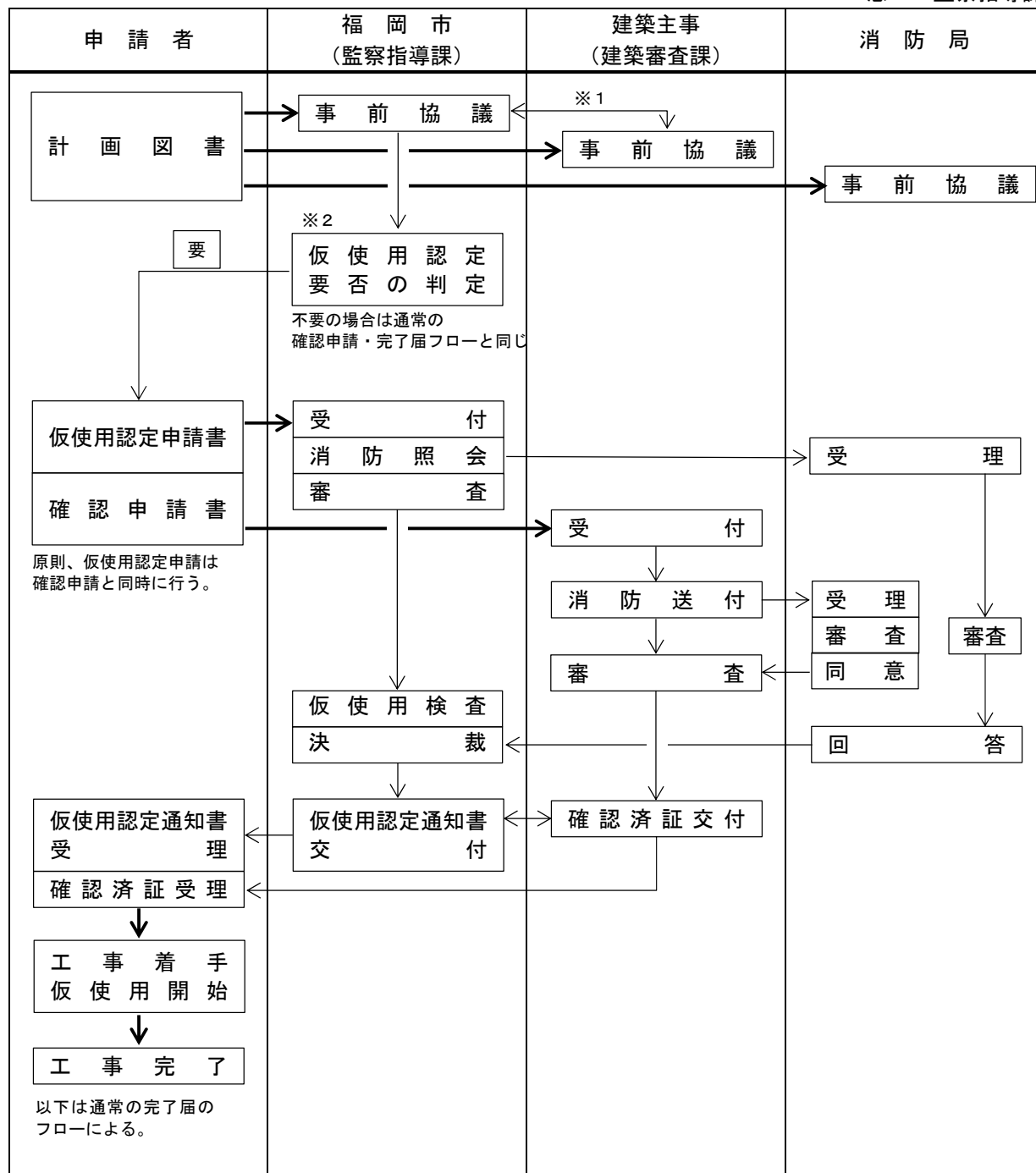
■ 仮使用認定申請フロー（増築等の工事における既存部分）

関連条文 法第7条の6、令第13条

施行年月日 平成27年4月1日

改訂年月日 令和8年4月1日

窓口：監察指導課



※1 確認申請書を指定確認検査機関に提出している場合を除き、必要に応じて相互で調整する。

※2 既存部分の仮使用については、工事内容により取り扱いが異なるため、詳細な工事計画を作成すること。